

工事請負代金債権の譲渡承諾について

建設事業者の資金調達の円滑化を図るため、世田谷区の公共工事を請負った建設事業者が、財団法人建設業振興基金の債務保証により事業共同組合等が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う「下請セーフティネット債務保証事業」を利用する場合、または、これを拡充した「地域建設業経営強化融資制度」を利用する場合には、融資先に工事請負代金債権を譲渡することについて、工事請負契約書第5条ただし書きの承諾をします。

【債権譲渡の対象となる工事】

出来高が工事全体の2分の1以上に到達したと認められる工事とします。

ただし、次の(1)～(4)の工事は除きます。

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (3) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度にわたる工事
債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越される工事であって、債権譲渡の承認申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事
- (4) その他請負事業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不相当と認める特別な事由がある工事

【本制度を利用する際の留意事項】

- (1) 申請書類を受理した日から概ね1週間以内に承諾しますが、対象工事に該当しない場合又は申請書類の確認により承諾を行うことが不相当と認められる場合には承諾しません。
- (2) 債権譲渡を申請したことをもって入札契約手続等で不利益な扱いをすることはありませんが、債権譲渡によって請負者の工事完成引渡責任が一切軽減されるものではないことに留意してください。

<お問合せ先>

経理課契約係

電話 5432 - 2145 ~ 2152、2435、2436

教育総務課経理係

電話 5432 - 2655、2656